



第2次糸魚川市一般 廃棄物処理基本計画

〈 2020 年度 > 2029 年度 〉
(令和 2 年度) (令和 11 年度)

概 要 版

令和 2 年 3 月

糸魚川市

ごみ処理基本計画

基本理念 「リサイクル 明るい未来へ 合言葉」

明るい未来（循環型社会）を目指して、本市にかかわる一人ひとりがごみの減量化やリサイクルの意識を向上させ、日々、ごみに関する取組を実践します。

あわせて、売れ残りや食べ残りなど、食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの問題、海にまで運ばれてしまったプラスチックごみが、生態系を含めた海洋環境へ影響を及ぼしてしまう海洋プラスチックごみ問題に関しても対策を進め、住みよいまちづくりを目指します。

基本方針 1：みんなで実践 3R！

市民、事業者、行政のそれぞれが、改めてごみ処理に関する自らの責務を自覚し、いつでもどこでも 3R を実践するように心がけ、相互に連携・協働して、ごみの減量化を図ります。

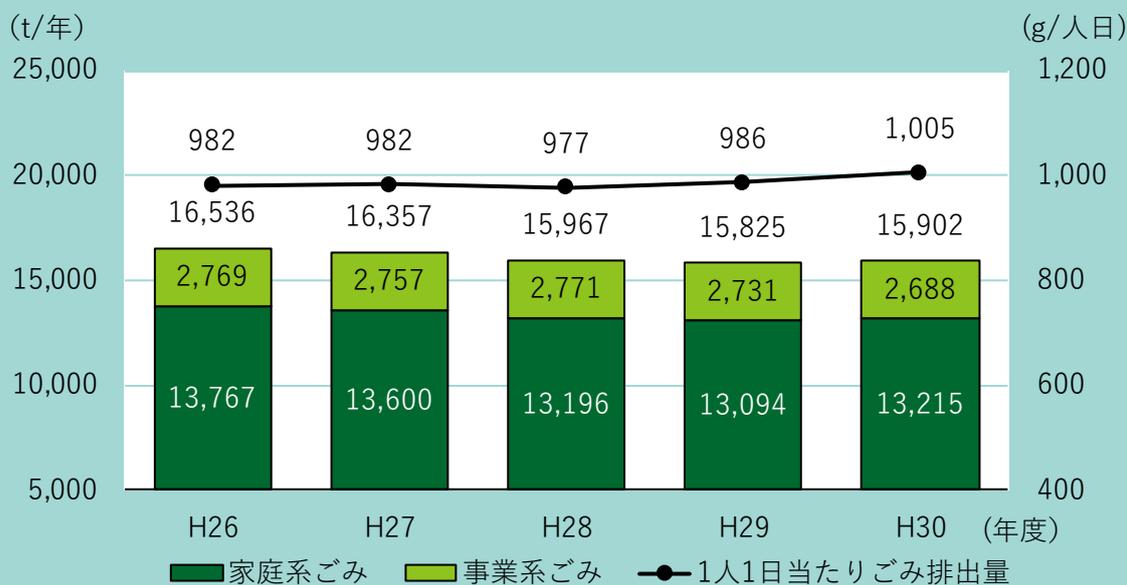
基本方針 2：適正なごみ処理の更なる推進

収集・運搬は、循環型社会に対応した分別区分と効率的な体制に努めます。中間処理は、適正に中間処理するとともに、安全かつ安定した処理ができるよう、施設の維持管理に努めます。最終処分場は、環境保全に十分留意した次期施設の整備を進めます。

1. 排出量の実績

平成 30 年度のごみ総排出量は 15,902t であり、平成 26 年度の 16,536t からは約 4%減少しています。内訳では、平成 30 年度の家庭系ごみは平成 26 年度から約 4%減少、事業系ごみは約 3%減少しています。

また、1 人 1 日当たりごみ排出量は平成 28 年度に 977g となり、最も減少しましたが、平成 30 年度は 1,005g となり増加しています。



※四捨五入により合計と内訳が一致しないことがあります。

2. ごみの減量目標

国や県の計画を参考に、本計画の目標値を次のように決めました。

家庭系ごみの減量目標

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量 (資源を除く)



発生抑制の目標

1 人 1 日当たりのごみ総排出量



事業系ごみの減量目標

年間の事業系ごみ量



3. 発生抑制・排出抑制計画

ごみの発生抑制・排出抑制を進め、環境への負荷を低減するために次のような取組を行います。

	具体的な取組	取組の概要												
(1)	『もったいないの心』 10か条の推進	<p>ごみの減量化を目指す取組の基本となる「もったいない」の心を大切にする賢い消費者の育成に向けて、必要な仕組みを整備し、情報提供や啓発活動を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">『もったいない』の心10か条</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 使い捨て商品避け、長く使えるものを選ぶ ② マイバッグ、マイカップ、マイボトル、マイはしの持参 ③ 必要なものを必要な量だけ買う ④ 買ったものは大事に使う、使い切る ⑤ 食べ物を残したり、粗末にしたりしない ⑥ リサイクル商品（グリーン購入）や詰め替え商品を購入する ⑦ 過剰包装は断る ⑧ リターナブル容器※1など再使用できる容器のものを優先して選ぶ ⑨ エコ活動に熱心に取り組む事業者や小売店を選ぶ ⑩ ごみとして出す前に、再使用、修理、譲るなどもう一度考える </div> 												
(2)	環境学習・環境教育への支援	<p>ごみの減量化やごみ処理、リサイクルの意義が理解されるように環境学習・環境教育を支援します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">保育園・幼稚園</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●出前講座※2を活用し、ごみの分け方や環境についての学習 ●ごみの分別やし方を実際に体験しながら学ぶ工夫の実施 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">小学校</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●「ごみ調べ」、「リサイクル調査」、「不要になったものを生かそう」などの体験学習 ●海岸清掃、清掃センター見学などを通じた、地域の環境を考える学習 ●出前講座等を活用した、「人を取り巻く環境」の概念を学ぶことによるごみ全般について学習 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">中学校</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●理科の時間に「自然環境の保全と科学技術の利用」など環境全般からごみについて学習 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">一般</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●地区でのごみの分別説明会などを通じてごみについて学ぶ </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> </tr> </table>	保育園・幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座※2を活用し、ごみの分け方や環境についての学習 ●ごみの分別やし方を実際に体験しながら学ぶ工夫の実施 		小学校	<ul style="list-style-type: none"> ●「ごみ調べ」、「リサイクル調査」、「不要になったものを生かそう」などの体験学習 ●海岸清掃、清掃センター見学などを通じた、地域の環境を考える学習 ●出前講座等を活用した、「人を取り巻く環境」の概念を学ぶことによるごみ全般について学習 		中学校	<ul style="list-style-type: none"> ●理科の時間に「自然環境の保全と科学技術の利用」など環境全般からごみについて学習 		一般	<ul style="list-style-type: none"> ●地区でのごみの分別説明会などを通じてごみについて学ぶ 	
保育園・幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座※2を活用し、ごみの分け方や環境についての学習 ●ごみの分別やし方を実際に体験しながら学ぶ工夫の実施 													
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ●「ごみ調べ」、「リサイクル調査」、「不要になったものを生かそう」などの体験学習 ●海岸清掃、清掃センター見学などを通じた、地域の環境を考える学習 ●出前講座等を活用した、「人を取り巻く環境」の概念を学ぶことによるごみ全般について学習 													
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ●理科の時間に「自然環境の保全と科学技術の利用」など環境全般からごみについて学習 													
一般	<ul style="list-style-type: none"> ●地区でのごみの分別説明会などを通じてごみについて学ぶ 													

※1 リターナブル容器とは、使用済みの容器を販売店等を通じて回収し、飲料メーカー等で洗浄して再び使用する繰り返し使用が可能な容器。具体例としては、ビールびんと一升びんなどで、容器包装廃棄物の減少、資源の有効活用につながる。

※2 出前講座とは、環境にやさしい生活などをテーマに各会場に向向いて行う講座。例えば、環境に関する紙芝居や人形劇など。

具体的な取組		取組の概要
(3)	中高生向けの啓発パンフレット、動画の作成	生ごみの減量化をはじめ、分別の徹底、ネットオークションを含むフリーマーケットの活用、ごみの減量やリサイクルに関する記事を記載した中高生向けのパンフレット、また、中高生による企画、出演による啓発動画などを検討し、ごみに関する学習等に活用します。
(4)	施設見学会の実施	ごみの分別や処理方法の理解を深めてもらうため清掃センターの見学会を実施します。
(5)	マイバッグ等持参運動の展開	レジ袋などすぐにごみになる容器包装類を削減するため、小売店と連携したマイバッグ運動の普及啓発に努めます。
(6)	ドギーバッグの利用推進	ドギーバッグ（折詰め）を利用し、食べ残しを極力減らす取組を推進します。
(7)	生ごみの減量	生ごみを減量するため、生ごみを堆肥化する生ごみ処理機器の購入補助を継続し、普及啓発に努めます。 適量で無駄のない買い物や調理などの工夫、水切りの徹底など、市民と協働しながらの生ごみの発生抑制を進めます。
(8)	事業所における生ごみの減量	食品を扱う事業所において、生ごみの減量化が図られるような取組を応援します。
(9)	20・10・0*（にーまる・いちまる・ゼロ）運動の推進	宴会等に参加する方達へ飲食店等からも発信し、「20・10・0運動」を推進します。
		
(10)	イベントごみの排出抑制	お祭りなどの地域活動やイベント等におけるごみを減らすため、「イベントごみ減量化マニュアル」の普及に努めます。
(11)	資源物集団回収の周知	幼稚園・保育園、学校、PTA、自治会等の各団体や地域が実施している資源物集団回収の情報提供を行います。
(12)	拠点回収協力の拡充と周知	使用済みの乾電池、蛍光灯、使い捨てライター等拠点回収の協力店を拡充し、市民へ周知します。
(13)	ごみ有料化の検討	ごみの減量化を進めるため、排出抑制やリサイクルの推進に加え、排出量や分別努力に応じた費用負担の公平化、市民の減量意識の改革につながる家庭ごみの有料化について検討を続けます。
(14)	事業系ごみの処理責任の明確化と処理手数料の見直し	商店、飲食店、工場、事務所など、事業活動に伴って発生する廃棄物の処理責任は、事業者自らにあることを周知徹底します。特に産業廃棄物である廃プラスチックの適正処理について周知徹底します。
		事業系ごみの処理状況を把握し、発生抑制と資源物の混入防止を周知徹底します。
		事業系ごみ処理手数料を見直し、処理コストに見合った料金に改定します。

* 20・10・0運動とは、宴会等の際に①乾杯後の20（にーまる）分間は、自席でおいしい料理を楽しみましょう、②万歳前の10（いちまる）分間は、席に戻ってもう一度料理を楽しみましょう、③帰るときには、食べ残し「0（ゼロ）」と呼びかけていただき、食材を食べきる運動。

4. 収集・運搬計画

具体的な取組	取組の概要
集積所・拠点回収	家庭系ごみの収集方法、排出方法は現状の排出方法を継続します。また、拠点回収を継続するとともに、拠点回収の協力店の拡充を図ります。
日曜日ごみ持込み	市民生活の利便性の向上と不法投棄対策として、毎月第3日曜日に、通常の収集日に出せなかったごみや引っ越しなどで大量に発生した燃やせるごみを受け入れています。
直接搬入ごみ	家庭系ごみの燃やせるごみは、清掃センターへの直接搬入を受け付けます。事業者や許可業者による清掃センターへの直接搬入ごみは、燃やせるごみに限定し受け付けます。

5. 中間処理計画

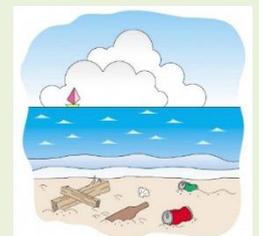
具体的な取組	取組の概要
燃やせるごみ	令和2年度から稼働する次期ごみ処理施設にて焼却処理を行います。焼却残渣は、資源の有効利用、最終処分量の削減の観点から、焼却灰のうち主灰をセメント原料化し、飛灰の資源化についても検討を行います。 また、これまで燃やせないごみとしていたプラスチック類、ゴム、皮革製品類は燃やせるごみとし、焼却処理し熱回収を行います。
燃やせないごみ	民間の処理業者において処理を行い、資源物を回収し、残渣は最終処分します。

6. 最終処分計画

本市の一般廃棄物最終処分場は廃止したことから、当面は、外部で委託処分をしますが、自らの廃棄物は自らの区域内で処理するという「自区域内処理」の考え方にに基づき、周辺環境に配慮した新たな最終処分場の整備を行います。

7. その他の廃棄物対策

具体的な取組	取組の概要
在宅医療廃棄物に関する対策	在宅医療に伴って発生する廃棄物は、医療機関等と連携しながら処理を行います。
不適正処理対策	廃棄物の野焼きなどが法律（廃棄物処理法第16条の2）によって原則禁止されていることを、引き続き市民や事業者に対し周知徹底し、不適正処理の防止に努めます。
不法投棄対策	啓発看板の設置や広報等による不法投棄の防止、不法投棄パトロール員の定期的なパトロールや不法投棄ボランティア監視員の協力により、引き続き不法投棄の未然防止に取り組んでいきます。
海岸漂着物に関する対策	海岸漂着物が多量に発生した場合、海岸管理者に収集、集積を要請するとともに、必要に応じ、国の支援を得ながら海岸漂着物等の対策に努めます。また、海岸漂着物等の発生抑制のため、不法投棄防止や当該土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導に努めます。



生活排水ごみ処理基本計画

基本理念 生活排水処理率の向上による水環境の保全

下水道の接続や合併処理浄化槽の設置等の生活排水処理を推進し、生活排水処理率を向上することにより、河川への汚濁の負荷を減らし、水環境を保全します。

基本方針1：水環境を保全していく生活排水処理の推進

水環境の保全を進めていくために、環境負荷の少ない質の高い処理が求められています。また、身近な河川において、豊かな自然環境を育み、水環境を保全していく上で、生活排水処理の役割には、大きいものがあります。そこで、水環境を保全するために生活排水処理を推進します。

基本方針2：生活排水処理施設の適正な管理と整備を推進

下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備や維持管理を含めて、地域特性を考慮し適正に進めていく必要があります。さらに、将来にわたり安定した処理を進めていくことが必要であることから、生活排水処理施設の適正な管理と整備を推進します。

1. 生活排水処理の目標

目標年度までに生活排水処理率※95.6%以上を目指します。

2. 生活排水処理対策

生活排水処理対策として次の4つを進めます。

- ① 生活排水処理率の向上と水質改善
- ② 運営の効率化
- ③ 市設置合併処理浄化槽の整備
- ④ 単独処理浄化槽や汲み取りに対する取組

3. し尿・汚泥処理計画

具体的な取組	取組の概要
収集・運搬	本市のし尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬は現行どおりとし、し尿は市内の委託業者及び許可業者、浄化槽汚泥等は市内の許可業者によって収集運搬を行います。
処理	し尿及び浄化槽汚泥等の処理は現行どおりとし、糸魚川市清掃センターし尿処理施設において前処理を行い、希釈後、公共下水道へ放流します。公共下水道では、適切な処理を行うとともに、下水汚泥を肥料原料やセメント原燃料として資源化します。

※ 生活排水処理率とは、下水道や合併処理浄化槽等の施設を利用している人口を総人口で割った割合。

災害廃棄物処理計画

大規模な災害の発生時には、次のような基本方針を定め災害廃棄物の迅速な処理を遂行します。

基本方針1：衛生的な処理

悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図ります。

基本方針2：迅速な対応・処理

早期の復旧・復興を図るため、刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。

基本方針3：計画的な対応・処理

災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。

基本方針4：安全の確保

住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底します。

基本方針5：再資源化の推進

膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限り再資源化を推進し、最終処分量の削減を図ります。

基本方針6：環境に配慮した処理

災害時の混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。

基本方針7：経済性に配慮した処理

膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、コスト意識を持ち、可能な限り経費の削減に努めます。

1. 排出ルール

損壊及び浸水家屋のがれきや焼失家屋の焼け残り、水没した家具・家電品等については、原則として被災者自らが、市が指定する収集場所に搬入することとします。

また、災害発生後には住民が道路上に廃棄物を出すことで、交通の妨げとならないよう周知し、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し、搬入等が円滑に進められるように周知します。

2. 市民への啓発活動

災害時の対応について、市民、関係団体等の協力が得られるように平常時に啓発活動を行います。主に次の点について周知徹底できるように対策を講じます。

- ① 災害時の生活ごみの排出方法
- ② 建築物の倒壊に伴うがれきの対応
- ③ 処理困難物等の処理方法

3. 災害ボランティアの受け入れ体制

発災後のボランティア活動が滞りなく展開できるよう、糸魚川市社会福祉協議会との連携を強化するとともに、ボランティアの受け入れ体制や役割づくりを進めます。

4. 災害廃棄物対策

(1) 被害の想定

直下型地震	震 源：糸魚川市全域
	規 模：マグニチュード 6.9
	予想震度：震度6弱～6強（市内）

出典：糸魚川市地域防災計画（平成 29 年 6 月）

(2) 発生量（大規模な災害の発生時）

建物被害（全壊）	8,715 棟
災害廃棄物発生量	約 100 万 t

(3) 生活ごみ、粗大ごみの処理

災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、次に示す様に、速やかに収集・処理を開始することを目指します。

具体的な取組	取組の概要
基本的考え方	①生活ごみの処理に関しては平常時の収集・処理体制を基本とし、分別方法も平常時と同様の分別を基本とします。 ②通常、市では処理を行っていない粗大ごみについては、基本的には通常時と同様に排出者の責任において適正な処理をするものとします。
避難所の生活ごみ、し尿及び一時的に発生する粗大ごみ	大規模な災害の発生時、避難所には約 1 万人の市民が集まるとされ、避難所からは 8.6 t の生活ごみ及びし尿 30.4kL/日が発生すると見込まれます。また、被災した家庭から、一時的に多量の粗大ごみが発生するものと見込まれ、約 9 千 t となります。
避難所の仮設トイレ	マンホールトイレの整備や使い捨てトイレの備蓄を行うとともに、レンタル事業者等と協定を締結するなどして、仮設トイレを確保します。

(4) 仮置場の計画

仮置場の必要面積	災害廃棄物量約 100 万 t に対応するため、276,926m ² の面積が必要となります。
仮置場の配置	仮置場は、基本的には発生する災害廃棄物の一時的保管場所とし、必要に応じて分別作業を行う。また、中間処理施設、最終処分場等と連携が図れるような配置に努めます。

(5) 環境保全

平常時から倒壊した建物やその解体時の環境汚染対策について検討します。

アスベスト含有廃棄物、PCB含有廃棄物等の有害廃棄物が見つかった場合は、他の災害廃棄物と混ぜないよう、解体時から適切に処理するよう指導します。また、水害廃棄物は水分を多く含むため腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することから、迅速な収集及び適正な処理、汚水による公共水域及び地下水汚染の防止等に努めます。

第2次糸魚川市一般廃棄物処理基本計画 概要版

糸魚川市 市民部 環境生活課

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮 1-2-5